

東京大学リスク・コンプライアンス統括本部内規

令和8年3月19日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置される東京大学リスク・コンプライアンス統括本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本部は、リスク（本学の財産、名誉又は教育研究活動若しくは大学運営の継続に影響を及ぼし、損害若しくは支障が生じ、又は生じるおそれがある事象及び状態をいう。以下同じ。）の管理及びコンプライアンスの確保に関する業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学のリスクの管理及びコンプライアンスの確保に関する仕組みの整備及び運用に係る事項の企画立案
- (2) 各部署の業務におけるリスクの管理及びコンプライアンスの確保に関する状況の監督及び支援
- (3) 全学のリスクの管理及びコンプライアンスの確保に係る課題に関する情報の集約並びに分析及び評価
- (4) その他本学におけるリスクの管理及びコンプライアンスの確保に必要な業務

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、本部に、前条の業務に係る特定の事項を処理させるための部門を置くことができる。

(本部長)

第4条 本部長は、本学の理事、副学長又は執行役のうちから総長が指名する者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の業務を統括する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(アドバイザー)

第7条 本部に、本部の業務に関し専門的知見を有する者のうちから、アドバイザーを置くことができる。

(事務)

第8条 本部の事務は、関係部署の協力を得て、本部リスク・コンプライアンス課において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。